

滝沢市立一本木中学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月1日策定

滝沢市教育委員会基本方針を受け、「一本木中学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ」は絶対に許されない行為、または重大な違法行為にとらえ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組む。

在籍する生徒や保護者からいじめの訴えがあり、かつその可能性があると判断したときは、学校が適切かつ迅速にこれに対処する責務を有することを深く自覚し、保護者、地域住民、関係諸機関との連携を図りながら、いじめの早期解決及び撲滅に向けて真摯に取り組む。

1 目的

- (1) 基本方針に基づいた、いじめの早期発見及びいじめ対策を組織的に推進することで、いじめ防止を啓発し、未然に防止するための手立てを総合的かつ効果的に実行する。
- (2) まなびフェストの的確な実施に基づく学校教育目標の具現化を通して、「毎日生徒が元気に登校し、生き生きと活動する学校づくり」を目指す。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている」すべての様態をさす。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ① いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうる。また、どの生徒でも加害者にも被害者にもなりうる最も身近で深刻な人権侵害である。」との認識のもとに、その未然防止と的確な実態把握かつ着実な撲滅に全校体制で取り組む。
- ② 震災や家庭事情による転居や障がいの有無、新型コロナウイルス感染等による偏見や差別、誹謗中傷など、人権にかかわる問題については注意深く対応する。また、教職員の不適切な認識や言動、ことばによる過度な叱責、暴力行為（体罰）もいじめの遠因となりうることに注意する。
- ③ いじめは決して許されることがない行為であるとの認識を、教職員・生徒・保護者・地域が共有し、いじめのない社会を目指して、それぞれが役割を自覚して主体的かつ相互に協力することで、協働・連携していじめの未然防止、早期発見、解決及び撲滅に取り組む土壌を育てる。
- ④ 基本的生活習慣の確立、学力の向上、自己有用感や集団への所属感の獲得といった学校が本来担うべき使命の遂行に邁進することで、誰もが安心して豊かに生活できる、いじめのおこらない学校風土を作る。
- ⑤ 道徳等の授業はもとより、生徒会活動や部活動等を主体としたいじめ防止活動組を推進することで、生徒が自らいじめ問題について考え、話し合いや呼びかけの活動等、いじめに対する傍観者意識の排除に取り組む。
- ⑥ いじめの発生が発覚し、かついじめが疑われる状況が把握できた場合、迅速かつ組織的に対応することで、学校に対する生徒・保護者・地域の信頼感を確保し、その後の調査・指導の流れの円滑化を図る。

(3) 学校教育活動全体を通じた包括的な集団育成のプログラムづくり

- ①集団づくりの具体的な取組、子どもたちの主体的な取組への支援
- ②被災生徒への配慮と震災学習
- ③豊かな心を育み、落ち着いた気持ちで一日の学校生活をスタートする効果を見込んだ朝読書の実施
- ④生徒たちが主体的に関わる学級目標づくり
- ⑤班活動等の集団作業を取り入れた授業の実践
- ⑥宿泊行事におけるグループ単位での学習・体験を通じた相互理解と協力体制の場の設定
- ⑦長期休業中の生活指導の徹底
- ⑧学校評価にいじめ防止対策の項目を位置付け、達成状況を評価
- ⑨体育祭や文化祭等の活動における集団で活動することの喜びと責任の共有、やり遂げたことへの達成感の積み重ねによる確かな人間性の育成
- ⑩ボランティア委員会を中心とした福祉活動の充実
- ⑪「一本木さんさ」を通じた地域交流の場の設定

(4) 年間計画

①いじめ根絶に向けた方針の3つの視点

- いじめの未然防止・・・いじめを絶対に許さない学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成、所属感を育む集団づくり、保護者との連携
- 早期発見・早期対応・・・いじめを見逃さないためのチェック機能強化、教育相談体制の確立、教職員の資質向上を図る研修、いじめアンケートの定期的な実施と結果の保護者への周知
- 適切かつ迅速な対処・・・生徒、保護者との信頼関係の確立 関係諸機関との連携強化

②月活動内容について

- 4月 生徒会オリエンテーション 交通安全教室 教育相談 授業参観 学級懇談会 家庭訪問
市内一周継走への参加 PTA総会
- 5月 体育祭の活動を通しての人間関係づくり（縦割り班活動の充実） いじめ・生活アンケート（学校）
部活動入部
- 6月 中総体に向けて集団への所属感、自己有用感の醸成
- 7月 市いじめアンケート（保護者・生徒） 期末面談 教育相談 地区懇談会 進路講演会
まなびフェスト反省
- 8月 生徒指導事例研 教育相談 地域パトロール 夏季休業を利用した個別指導
- 9月 教育相談 いじめ・生活アンケート（学校）
- 10月 生徒個々の個性や能力を生かした活動の充実（文化祭合唱等）ボランティア活動（コミセン祭）
- 11月 市いじめアンケート（保護者・生徒） 3年修学旅行 2年職場体験学習 1年復興体験学習
1日授業参観 3年進路説明会
- 12月 保護者アンケート 期末面談 教育相談 まなびフェスト反省 地域パトロール
- 1月 小6体験入学（小中連携） いじめ・生活アンケート（学校）
- 2月 入学説明会（携帯端末に関わる説明等） 教育相談
- 3月 1・2年期末面談 3年生を送る会 小中情報交換 小中連携のまとめ
市内一周継走に向けての取り組み 修学旅行に向けての集団づくり

3 いじめ未然防止および早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についてい

けない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる場面設定を意識した集団づくりを進めていくことが求められる。また、新型コロナウイルス感染症に対する知識・理解を深めるとともに、思いやりの気持ちや感謝の心、すべてのいじめに対して「人間として絶対に許されない行為である」という正義の心を育む取組を、学校・家庭・地域が連携し、推進する。そのうえで、全職員がいじめ未然防止の対策に向け、以下のように指導することを宣言し、取り組んでいく。

友達が嫌がることばを使わない、嫌がる行為をしない等、指導の徹底を図り、日常的なことばづかいについても、子どもたちが「良い言葉」を使うように指導していきます。

- ・学級等で起こった問題について、自分たちで解決していこうとする意識づくりを進めます。
- ・授業はもちろん、休み時間、給食時間等、子どもたちと寄り添う時間を大切にします。
- ・保護者や子どもから相談してもらえるような関係を作ります。
- ・定期的に悩み（いじめ）調査や面談を行い、いじめには速やかに対応します。

（２）いじめの早期発見

①いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われ、判断しにくいことが多い。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある。些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、真摯かつ毅然とした態度でいじめに対応する。そのためには、以下のような手立てで、計画的に指導を進めていく。

ア：教職員の見守り体制づくり

イ：情報共有の推進

ウ：授業づくりや集団づくりの具体的な指針の提示

エ：生徒たちの主体的な取組への支援内容の確認

オ：教育相談活動やアンケート調査等を活用した、一人ひとりの生徒理解の深化

カ：インターネットを通じた、いじめへの対処及び情報モラル教育推進「滝沢市中学生情報モラル宣言」や本校における「SNSに関する５つの心得」等の活用及び市P連代表者考案の「我が家のスマホルール」等を学校教育振興協議会やPTAに周知

キ：PTAなど関係機関との連携

②年４回の教育相談で子どもたちと向き合い、年２回の期末面談等を通して保護者と情報交換に努め、課題の共有を図る。

③常日頃から学校や生徒の教育活動に関わる情報の提供に努めることで、保護者が躊躇せずいじめについて学校に相談できるような開かれた学校づくりを目指す。

④保護者アンケートの実施（夏休み前、市いじめ調査、冬休み前）

（３）いじめに対する措置

実際にいじめと思われることが周りであったときには、全職員が以下の基本姿勢で取組む。

- ・どんないじめがあったのかしっかりと調べる
- ・いじめについて学校全体で取組む
- ・いじめを受けている子どもを守る
- ・いじめを受けた子ども、いじめをした子ども、保護者との話し合いの場をもつ

組織的、機能的に対応できるような具体的取組

① 組織的な対応の徹底

② 加害・被害生徒及び保護者への報告・支援・指導

③ 関係諸機関・専門機関との連携

④ いじめが起きた集団への働きかけ

⑤ ネット上のいじめへの対応

⑥ いじめ被害生徒の心に寄り添い、かつ徹底して守り抜く姿勢を貫いた解決策の模索

(4) 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

①構成：学校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 該当の学年主任及び担任 養護教諭
これらに加えて、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家や、PTA役員等のオブザーバーの参加を求める。

②役割：いじめ事案に対して「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取組む。

1) 年間計画や学校基本方針に基づく取組の実施

2) いじめの相談や窓口、指導の流れの一貫性の確保

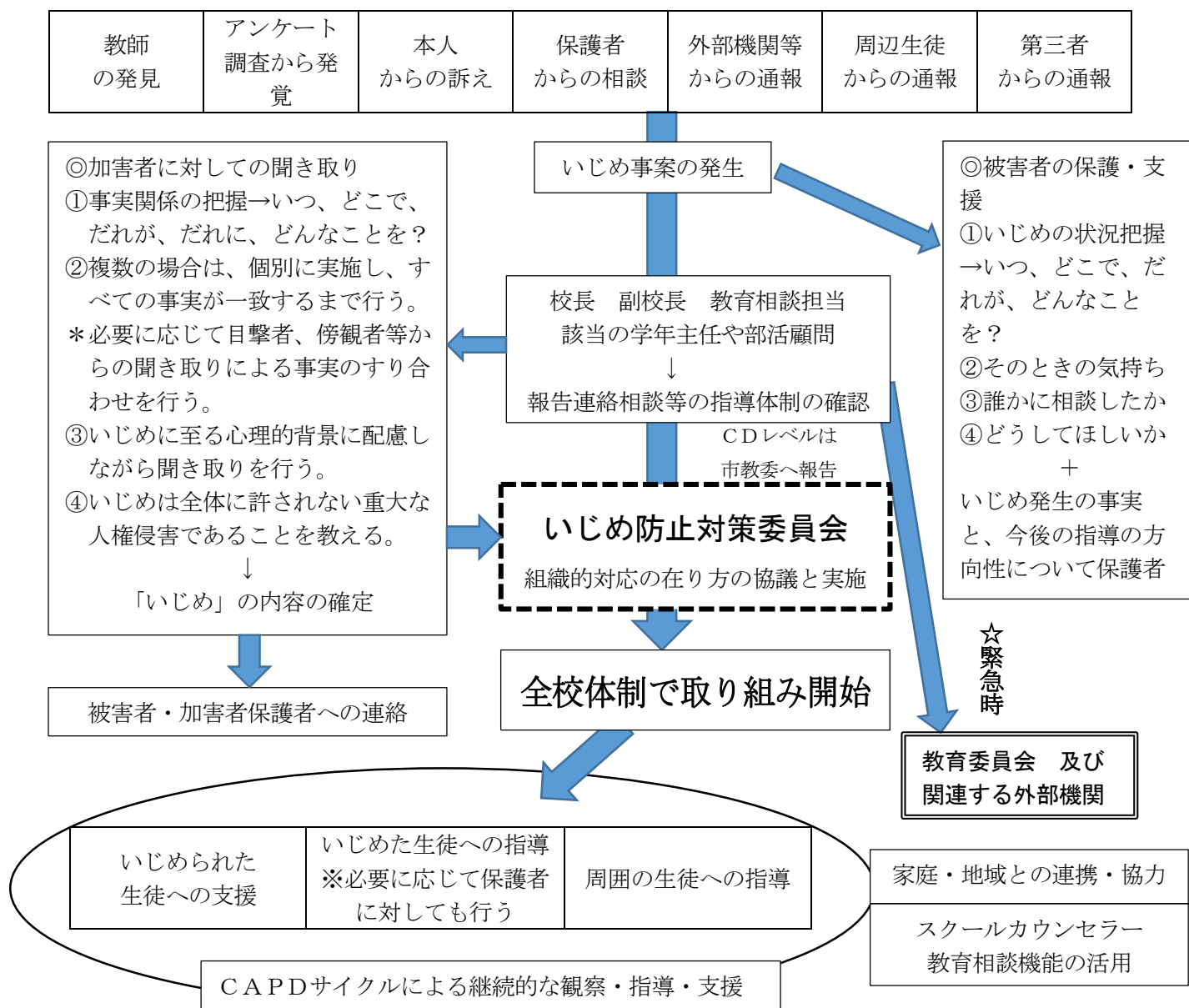
3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集及び記録と共有

4) いじめを察知した際の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び対応方針の決定、保護者との連携等への組織的対応の徹底

5) 重大事態が起こった場合の調査や対応の在り方のマニュアル策定

6) いじめ防止に向けた年間計画の作成と、その有用性のCAPDサイクルでの検証

(5) いじめ問題への対応の基本的な流れ



(6) 研修

- ①生徒理解研修→いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実とそれらの計画的な実施
- ②組織的な指導体制の整備（指導記録の保存 専門家やオブザーバーを入れた会議の招集 評価活用）

5 重大事態への対処

- (1) 次の①～⑤のように生徒に重大な被害が生じた場合、またはその疑いがあると認められる場合は、直ちに教育委員会に報告し、速やかに関係機関との連携の確立を図る。
 - ①生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤生徒の意に反して、反社会的非社会的行動と見なされる行為を強要された場合
- (2) いじめ防止対策委員会を中核として、4の(5)の流れに基づいて直ちに対処すると共に、再発防止も視点においた調査を速やかに実施する。
- (3) いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を速やかに報告する。
- (4) マスコミ対応の際は、校長もしくは副校長が窓口となり、客観的事実に基づいた情報のみを提供する。
- (5) (1)の①～⑤に該当する被害については、保護者会の開催も視野に入れながら事態の收拾を図っていく。

6 その他＜学校基本方針の見直し＞

「いじめ防止対策委員会」で必要があると認められたときは見直しを行い、改定して改めて公表する。

令和2年4月1日 策定

令和3年4月1日 一部改訂